

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 21 年 11 月 30 日

収支等命令者

佐賀県統括本部副本部長情報・業務改革課長事務取扱

志 波 幸 男

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約名 職員ポータルシステム等用サーバ機器等賃貸借契約
- (2) 契約の仕様 職員ポータルシステム等用サーバ機器等に係る機器設置、
環境構築及び保守の賃貸借契約に関する仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から平成 27 年 3 月 31 日まで
(賃貸借予定期間 平成 22 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31
日まで)
- (4) 履行場所 佐賀県統括本部情報・業務改革課が指定した場所及び受注者
の申請により同課が認めた場所

2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たすこと。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当
しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てが
なされている者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき民事再生手続開始の申立
てがなされている者でないこと。
- (4) 入札の日の 6 か月前から入札の日までの間、金融機関等において手形又
は小切手が不渡りとなった者でないこと。

- (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札手続に関する事項

(1) 担当課

郵便番号 840-8570

佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県統括本部 情報・業務改革課 システム担当(新行政棟5階)

電話 0952-25-7038

F A X 0952-25-7299

E-mail denshi-kencho@pref.saga.lg.jp

(2) 仕様書、入札関係様式及び附属書類の交付方法並びに交付期間

ア 仕様書、入札関係様式

平成 21 年 11 月 30 日（月）から平成 21 年 12 月 11 日（金）まで佐賀県ホームページ（<http://www.pref.saga.lg.jp/>）に掲載する。

イ 附属書類

電子メールで附属書類送付依頼書（別紙様式 1）を添付し、平成 21 年 12 月 11 日（金）午後 5 時までに 3 の(1)のメールアドレスに送信すること。

附属書類は、送付依頼先に原則としてメールにより送付する。

(3) 入札者に求められる義務

ア 入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、イの提出期限までに、別に定める入札参加資格確認申請書（別紙様式 2）及び納入予定機器一覧表（別紙様式 3）を 3 の(1)まで持参し、又は郵送すること。

イ 提出期限 平成 21 年 12 月 11 日（金）午後 5 時まで

（郵送の場合は、書留郵便により上記提出期限までに必着のこと。）

(4) 入札参加資格の確認

3 の(3)で提出された書類を審査のうえ、入札参加資格の適否を決定する。

なお、入札参加資格の確認結果は、平成 21 年 12 月 17 日（木）までに通知、連絡をする。

(5) 入札者の資格の喪失

入札者は、入札日時までにおいて次のいずれかに該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとする。

ア 入札者について、仮差押え、仮処分、競売、破産、会社整理開始、会社更生法手続開始、特別清算開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。

イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。

ウ 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けたとき。

エ その他本件賃貸借契約に際し、契約履行が困難になるとみられる事由が発生したとき。

(6) 入札書の提出方法

下記 3 の(7)に持参し、又は 3 の(1)の部署に郵送すること。

なお、郵送の場合は書留郵便とし、平成 21 年 12 月 25 日(金)正午までに必着とする。到着期限を過ぎて到着した入札書は無効とし開封は行わない。

また、「職員ポータルシステム等用サーバ機器等賃貸借契約に係る入札書 在中」と朱書きすること。

(7) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成 21 年 12 月 25 日(金) 午後 2 時 30 分

イ 場所 佐賀県佐賀市城内一丁目 1 番 59 号

佐賀県庁 新行政棟 2 階 22 号会議室

(8) 入札保証金

ア 入札書の提出期限までに、佐賀県財務規則(平成 4 年佐賀県規則第 35 号。以下「規則」という。)第 103 条第 1 項の規定に基づき、見積る契約金額の 100 分の 5 以上に相当する金額の入札保証金を納入すること。

イ 入札保証金の納付に代えて、規則第 104 条第 1 項に基づき、次に掲げる価値の担保を供することができる。

(ア) 国債又は地方債 額面金額(割引債券にあっては、時価見積額)

(イ) 日本政府の保証する債券又は確実に認められる社債 額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の 10 分の 8 以内で換算して得た金額

(ウ) 銀行又は確実に認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした

小切手（佐賀県内に置かれた手形交換所に参加している金融機関のものに限る。） 券面金額

(I) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 券面金額（手形の満期の日が当該手形を提供した日から1月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額）

(オ) 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載された金額

(カ) 銀行又は確実と認められる金融機関の保証 その保証する金額

ウ 規則第103条第3項第1号に該当する入札保証保険契約（見積る契約金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合は、入札保証金の納付を免除する。

(9) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 入札保証金が上記3の(8)に規定する金額に達しない者

オ 1人で2以上の入札をした者

カ 代理人でその資格のないもの

キ 期限内に入札を行わない者

ク 上記に掲げるもののほか、競争入札の条件に違反した者

(10) 入札方法に関する事項

入札は別紙様式 4 の「入札書」により、本人又はその代理人が持参し、又は郵送することにより行うものとする。ただし、代理人が入札する場合は、入札前に別紙様式 5 の「委任状」を提出するものとする。

また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に 100 分の 105 を乗じて得た金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった契約希望額に 105 分の 100 を乗じて得た金額を入札書に記載すること。

(11) 入札の撤回等

入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(12) 入札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札を行うことができない場合は、これを中止する。

(13) 落札者の決定方法

ア 本調達契約にあっては最低制限価格を設けないので、有効な入札書を提出した者であって予定価格の 105 分の 100 を乗じて得た額の範囲内で最低の価格をもって申し込みをしたものを契約の相手方とする。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、入札執行事務に係りのない県職員にくじを引かせるものとする。

(14) 再度入札に関する事項

各人の入札のうち予定価格に 105 分の 100 を乗じて得た額の範囲内の価

格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

再度入札は1回とし、再度入札においても落札者がいない場合は、再度入札した者のうち、最低の価格で入札した者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約の締結を行う。

4 その他

(1) 入札及び契約の手續並びに契約の履行に用いる言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書の作成の要否

要

(3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(4) 質問等

公告内容に質問がある場合は、別紙様式6の「質問書」に質問内容を記載し、平成21年12月11日（金）の午後5時までに3の(1)のメールアドレスへ送信すること。

回答は平成21年12月17日（木）までにメールにて行い、公文書は後日送付する。

(5) 契約保証金

ア 契約締結の際に、規則第115条第1項の規定に基づき、当該契約に係る金額の100分の10以上に相当する金額の契約保証金を納入すること。

イ 契約保証金の納付に代えて、規則第116条の規定に基づき、3の(8)のイに掲げる価値の担保を供することができる。

ウ 規則第115条第3項第1号に該当する履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合は、契約保証金の納付を免除する。

- (6) 機器は、平成 22 年 2 月 1 日から県職員等が環境構築できるように設置すること。
- (7) 賃貸借期間については、平成 22 年 3 月 31 日に機器引渡しを行い、平成 22 年 4 月 1 日からとする。
- (8) 賃貸借料は、平成 22 年 3 月分を県の予算範囲内で支払いを行う。平成 22 年 4 月からは、1 か月毎の実績に基づき、その月の賃貸借料を支払う。なお、1 か月の賃貸借料は、平成 22 年 3 月分を除いた契約金額を 60 か月で除した金額（1 円未満切捨て）とし、最終月の支払額は契約金額の支払い残額を支払うこととする。
- (9) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。
- (10) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約を締結しないことがある。
- (11) 本入札執行については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）地方自治法施行令、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）規則及び佐賀県特定調達契約規則（平成 7 年佐賀県規則第 64 号）の定めるところによる。
- (12) この調達契約は、1994 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

5 Summary

- (1) Subject Matter of the Contract: Server equipment rental.
- (2) Fulfillment Period: From the day of the contract to March 31, 2015.
- (3) Bid Description and Posting Date: Download the form from the Saga Prefecture Website : <http://www.pref.saga.lg.jp/> (Available from November 30, 2009 to December 11, 2009).

(4) Time and Location for the Opening Bids and Tenders:

The meeting for tenders will begin promptly at 2:30 p.m. on Friday December 25, 2009.

Location: The No.22 Conference room (2nd floor, new building)
Saga Prefectural Government

1-1-59 Jonai, Saga City, Saga Prefecture, 840-8570

If sending the tenders by mail, it must be sent by registered post and received by 12:00 p.m. on Friday December 25, 2009.

(5) Contact info for inquiries:

Information & Operations Improvement Division,

General Management Headquarters, Saga Prefectural Government

1-1-59 Jonai, Saga-City, Saga Prefecture, 840-8570, Japan

Tel. 0952-25-7038 Fax. 0952-25-7299